

## 台風等の影響による対応について

台風等により「東京23区東部」に「警報」が出ている場合は、校内活動について下記のとおり対応する。

- 1 午前6時30分に暴風警報、大雨警報のいずれかが出ている場合  
→ 自宅待機（その後のニュースに注意すること）
- 2 午前11時までに暴風警報、大雨警報のいずれも解除された場合  
→ 午後1時から校内活動（午後1時00分までに各ホームルーム教室に入ること）
- 3 午前11時に暴風警報、大雨警報のいずれも解除されていない場合  
→ 臨時休業（休校）

### ○「例外事態発生時の対応（付則）」

道路交通上の障害や交通機関の運行に混乱が発生し、危険を認めた場合は、無理をすることなく登校を中止し、「自宅学習」とすること。その際には必ず学校に連絡すること。

\*この基準の運用に関する電話による学校への問合わせは避けること（例外事態発生時の連絡を除く）。各自が、上記の基準に従い、判断すること。